

足場・木造建築物の組立て等 作業主任者技能講習 開催のご案内

(職業訓練法人) 名古屋職業訓練協会 建築科

愛知労働局 登録教習機関番号 第1176号(木建)

愛知労働局 登録教習機関番号 第1365号(足場)

満了日 令和6年3月31日

〒460-0011 名古屋市中区大須3-10-35

TEL 052-890-9108 / FAX 052-890-9109

<http://www.aichikenchiku.org>

※講習の申込用紙はホームページからもダウンロードできます。

労働安全衛生法第14条により、一定の危険作業であって管理を必要とするものについては、所定の作業主任者技能講習を修了した者が労働者の指揮を行わなければ作業できないことになっています。(木建)

また、同法第61条により一定の危険作業については、所定の技能講習等を修了したものでなければ作業できないことになっています。(足場)

このため、当協会は愛知県労働局登録教習機関として、技能講習を実施しています。

1、申込の受付

- (1) 申込書にご記入いただき、写真(3×2.5cm)2枚と、運転免許証のコピーを添えて、窓口または上記までご郵送でお申込みください。
- (2) 講習料は、前納制になっておりますので、窓口または下記指定銀行に受講日の15日前までに納めてください。
名古屋銀行 黒川支店 普通 3417556 愛知県建築組合連合会 会長 尾崎 立司(オザキ タツシ)
- (3) 足場と木建の両方の受講をご希望の方は、申込書、写真をそれぞれにご用意ください。
- (4) 申込書と講習料の両方が協会に届き次第受付完了となります。
- (5) 受付を完了された方には、講習日の10日前までに受講票をお送りいたします。
- (6) 足場の特別教育を修了されている方は、修了証のコピーを添付してください。
- (7) 修了証に旧姓、通称の併記を希望される方は、戸籍謄本や住民票など確認できるものを添付してください。

2、日程

- (1) 足場の組立て等作業主任者

令和 4年 2月 5日(土)、 6日(日) 9:30~18:00 定員20名

- (2) 木造建築物の組み立て等作業主任者

令和 4年 2月19日(土)、20日(日) 9:30~18:00 定員20名

3、講習会場

4、講習料

両講習とも、8,000円

5、受講資格

- (1) 足場の組立て等作業主任者

イ) 21才以上で、足場の組立て、解体又は変更に関する作業に3年以上従事した経験を有する方

ロ) 土木・建築又は造船に関する大学等を卒業したもので、当該作業に2年以上従事した経験のある方

※平成29年7月1日以降で特別教育を受講していない期間は、違法な状態で足場の組立て等作業を行っていたこととなり、業務従事期間として認められません。

(2) 木造建築物の組立て等作業主任者

- イ) 21才以上で、木造建築物の組立て、解体又は変更に関する作業に3年以上従事した経験を有する方
- ロ) 土木・建築に関する大学等を卒業したもので、当該作業に2年以上従事した経験のある方

6、一部科目免除について

(1) 足場の組立て等作業主任者

とび技能検定1級・2級、職業訓練指導員（とび）を所持している方

(2) 木造建築物の組立て等作業主任者

作業主任者（型枠・鉄骨組立・足場）、職業訓練指導員（建築・とび、プレハブ建築）を所持している方

※免除を申請する方は、資格証の写しを添付してください。免除される講習の詳細は、後日ご案内します。

7、足場の特別教育の修了が必要な作業（作業主任者を所持していれば、特別教育は不要です。）

足場の組立て等作業

平成27年7月1日以降、足場の組立て、解体または変更の作業のための業務（地上または堅固な床上での補助作業の業務を除く）に労働者を就かせるときは、特別教育が必要となりました。

※地上または堅固な床上での補助作業とは、地上または堅固な床上での材料の運搬、整理などの作業のことで、足場材の緊結や取り外しの作業や足場上の補助作業は含まれません。

8、木建の作業主任者の選任が必要な作業

木造建築物の組立て等作業

軒の高さが5メートル以上の木造建築物の構造部材の組立て

または、これにともなう屋根下地若しくは外壁下地の取付け作業

9、その他の注意事項

- (1) 講習は朝9時30分から始まりますので、5分前には入場してください。
- (2) 受講の取り消しは、7日前までにお申し出頂けましたら受講料を返金します。
- (3) 講習当日、悪天候などの不測の事態が起きた場合は、講習日を変更する場合があります。
- (4) なるべく公共交通機関をご利用ください。
- (5) 受講当日は、受講票、筆記用具を持参してください。
- (6) 受講者が10名に満たない場合、休講となります。お預かりした受講料は全額ご返金いたします。

10、お問い合わせ先

(職業訓練法人) 名古屋職業訓練協会 建築科
愛知県建築組合連合会 担当 小園（こそこの）

TEL 052-890-9108 FAX 052-890-9109